

北海道紋別養護学校ひまわり学園分校同窓会（名称：れもんとの会）会則

（令和6年度監査変更）

【名称及び事務局】

第1条 本会は、北海道紋別養護学校ひまわり学園分校同窓会（名称：れもんとの会）と称し、事務局を北海道紋別養護学校ひまわり学園分校におく。（〒099-0622 北海道紋別郡遠軽町生田原安国302-2）

【目的】

第2条 本会は、本校卒業生同士や保護者及び教職員の親睦を図り、卒業後の生活についていろいろな情報交換を行う場として活動することを目的とする。

【事業】

第3条 本会は、前条の目的達成のため、次のことを行う。

- 1 会員相互の親睦を図る。
- 2 卒業後の生活について協力する。
- 3 その他、本会の目的達成のために必要な事業を行う。

【会員】

第4条 本会は、次のとおりとする。

- 1 正会員とは、北海道紋別養護学校ひまわり学園分校中学部、並びに高等部を卒業した卒業生と**その保護者**とする。
- 2 賛助会員とは、本校の教職員及び関係者とする。

【役員】

第5条 本会に次の役員をおく。

- | | | |
|---|--------|-------|
| 1 | 会 長 | 1名 |
| 2 | 幹 事 | 2名→1名 |
| 3 | 顧 問 | 1名 |
| 4 | 事務局 長 | 1名 |
| 5 | 事務局 会計 | 1名 |
| 6 | 会計 監 査 | 1名 |
| 7 | 事務局 員 | 若干名 |

【顧問】

第6条 本会は、顧問を置くことができる。

- 1 顧問は、ひまわり学園長に委嘱する。
- 2 顧問は、この会の運営について会長の諮問に応じ、意見を述べ協力する。

【役員選出及び任期】

第7条

- 1 本会の役員は、総会において決定する。
- 2 事務局は、分校職員（支援部）がこれにあたり、事務局長は分校教頭とする。
- 3 役員**の任期は、2年とする。ただし、再任をきまたげない。**
→役員（会長、幹事）の任期は1年とし、卒業後1年目の正会員が務めることとする。
- 4 事務局には事務局会計（支援部卒業後支援担当）を置き、会計監査は支援部長とする。

【役員の仕事】

第8条 本会の役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表して会務を司り、諸会合の議長を務める。
- 2 幹事は、会長を補佐し、会長不在の時は会務等の代理を務める。
- 3 顧問は、この会の運営について会長の諮問に応じ、意見を述べ協力する。
- 4 事務局は、本会の業務事務及び出納事務を行う。

【総会及び会議】

第9条 本会の目的達成のため、次の会議を開催する。

- 1 総会：本会の最高決議機関である。
 - (1) 総会は1年に一度開催し、会務の報告、予算の審議、決算報告、役員決定、その他必要事項を決める。
 - (2) 臨時総会は、会長が必要と決めたとき、または緊急事項のあるときに役員会で相談の上、臨時総会を開くことができる。
- 2 役員会：会長が招集し、総会の議決事項や役員選出など、その他必要事項の協議を行う。

【会費】

第10条 本会の会計は次のとおりとする。

- 1 正会員は、終身会費として1,000円とする。
~~(れもんとの集い・総会の案内、会報の送付(終身))~~
→ (れもんとの集い・総会の案内…終身 / 集いの様子や特別会報はホームページ掲載)
- 2 賛助会員は、終身会費として1,000円とする。
~~(れもんとの集いの案内(終身、総会・会報のホームページ掲載))~~
→ (れもんとの集いの運営…終身 / 総会の案内・集いの様子や特別会報はホームページ掲載)
- 3 寄付金およびその他も含める。
- 4 入会金額の変更は、総会において決定する。
- 5 経費は、会費その他を持って充当する。
- 6 会計は、事務局から選任する。
- 7 本会の会計は単年度決算とし、1年に一度開催される総会において決算報告を行う。

【細則】

第11条 本会の運営に関し、必要な細則は、本会の会則に反しない限りにおいて、役員協議を経て定めることができる。

【補則】

第12条 ~~第十回~~総会まで、暫定的に入会した卒業生から幹事役員を選出する。

付則

- 1 この会則は平成18年4月1日より施行する。
- 2 平成25年8月24日、第5条5～7、第9条1の一部を変更し、第7条4を付加する。
- 3 平成26年8月23日、第7条4の一部を変更する。
- 4 令和2年3月31日、第7条4の一部を変更する。
- 5 令和5年10月14日、第7条2、第7条4、第10条2の一部を変更する。
- 6 令和6年10月12日、第4条1、第5条2、第7条3、第10条1と2、第12条の一部を変更する。